



各 位

平成19年7月20日

会社名 株式会社 伊勢丹
代表者名 代表取締役社長執行役員
武藤 信一
(コード番号 8238 東証第一部)
問合せ先 総務部広報・IR 担当長
川野辺 浩司
Tel.03-3352-1111 (大代表)

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、会社法第238条及び第240条の規定並びに平成19年7月20日開催の会社法第370条による取締役会決議に基づき、当社取締役に対して、新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を付与するものである。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役8名

割当日における当社株式の終値株価を基にブラックショールズモデルの算式に従って割当日に算出される新株予約権1個当たりの公正な評価額をもって1億2千万円を除いた数(小数点以下は切り捨て)を上回らないものとする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の総数

上記2. (1) 割り当てる新株予約権の数を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

金銭の払込みを要しないものとする。但し、割当日における新株予約権1個当たりの公正な評価額に各取締役に対する割当個数を乗じた金額が各取締役に対する非金銭報酬として付与される。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値(以下「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行なう場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\bullet \text{ 調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\bullet \text{ 調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成21年8月8日から平成26年8月7日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の発行を受けた者（以下「新株予約権者」とする。）は、取締役の地位を平成 20 年 3 月 31 日までに自己の都合により喪失した場合には、その時点以降新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が平成 20 年 3 月 31 日までに死亡した場合は、新株予約権は相続されず、相続人は行使することができない。
- ③ その他の条件は、当社と各取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

取得は行わないものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

特に定めていない。

(12) 新株予約権の割当日

平成 19 年 8 月 7 日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しないものとする。

以 上